

第 5 1 回 宍粟市議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 2 4 年 1 2 月 3 日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 1 2 月 3 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 1 日）

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 産業建設常任委員会行政視察報告
- 日程第 5 第 46号議案 介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例について
- 日程第 6 第 47号議案 法律の委任による市道の基準等を定める条例について
第 48号議案 河川法の委任による準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
第 50号議案 水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例について
- 日程第 7 第 49号議案 宍粟市かみかわ緑地公園条例について
- 日程第 8 第 51号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 第 52号議案 宍粟市暴力団排除推進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 第 53号議案 宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 第 54号議案 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 1 2 第 55号議案 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
第 56号議案 宍粟市都市公園条例の一部を改正する条例について

	第 57号議案	宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	第 58号議案	社会福祉法人に関する事務の委託について
日程第 1 4	第 59号議案	宍粟環境事務組合の解散について
	第 60号議案	宍粟環境事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第 1 5	第 61号議案	にしはりま環境事務組合規約の変更について
日程第 1 6	第 62号議案	西はりま消防組合の設置について
日程第 1 7	第 63号議案	平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
日程第 1 8	第 64号議案	市道路線の認定及び廃止について
日程第 1 9	第 65号議案	平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 66号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 67号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 68号議案	平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 69号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 2 0	請願第 2号	「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	総務文教常任委員会行政視察報告
日程第 4	産業建設常任委員会行政視察報告
日程第 5	第 46号議案 介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例について
日程第 6	第 47号議案 法律の委任による市道の基準等を定める条例について
	第 48号議案 河川法の委任による準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について

	第 50号議案	水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例について
日程第 7	第 49号議案	宍粟市かみかわ緑地公園条例について
日程第 8	第 51号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	第 52号議案	宍粟市暴力団排除推進条例の一部を改正する条例について
日程第 10	第 53号議案	宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 11	第 54号議案	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 12	第 55号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
	第 56号議案	宍粟市都市公園条例の一部を改正する条例について
	第 57号議案	宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 13	第 58号議案	社会福祉法人に関する事務の委託について
日程第 14	第 59号議案	宍粟環境事務組合の解散について
	第 60号議案	宍粟環境事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第 15	第 61号議案	にしはりま環境事務組合規約の変更について
日程第 16	第 62号議案	西はりま消防組合の設置について
日程第 17	第 63号議案	平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
日程第 18	第 64号議案	市道路線の認定及び廃止について
日程第 19	第 65号議案	平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 66号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 67号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 68号議案	平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 69号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 20	請願第 2号	「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しな

いように国に意見書提出を求める請願

応 招 議 員 (2 0 名)

出 席 議 員 (2 0 名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 木 藤 幹 雄 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 東 豊 俊 議員	6 番 福 嶋 齊 議員
7 番 伊 藤 一 郎 議員	8 番 岩 蔭 昭 美 議員
9 番 藤 原 正 憲 議員	1 0 番 大 倉 澄 子 議員
1 1 番 實 友 勉 議員	1 2 番 高 山 政 信 議員
1 3 番 山 下 由 美 議員	1 4 番 岡 前 治 生 議員
1 5 番 山 根 昇 議員	1 6 番 小 林 健 志 議員
1 7 番 大 上 正 司 議員	1 8 番 西 本 諭 議員
1 9 番 岡 崎 久 和 議員	2 0 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 榎 谷 米 男 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君
一宮市民局副局長 中 岸 芳 和 君	波賀市民局長 西 川 龍 君
千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長 清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長 西 山 大 作 君	市民生活部長 岸 本 年 生 君
健康福祉部長 秋 武 賢 是 君	産 業 部 長 前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長 藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長 平 野 安 雄 君
水 道 部 長 米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長 広 本 栄 三 君	消防本部消防長 幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。第51回宍粟市議会12月定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに議員各位、田路 勝市長はじめ当局の皆様には御健勝にて御参集され、第51回宍粟市議会定例会が開催されますことは、宍粟市の発展に寄与するものと御同慶の至りであります。

去る11月20日、記念すべき宍粟市議会第50回を臨時会で開会し、今後の国の方向、その行き方を決める総選挙に係る議案を審議いただきました。議員各位には、それぞれの思いの中で御決断いただいたものと信じています。

さて、冷たい雨は雪になりました。宍粟市北の大地の冬が始まります。住む人は大慌てで冬の準備を始めます。つい、せんだってまで、人に自然の一員であることを教えてくれたもみじの真紅の葉は吹く風に1枚、また1枚とその身を大地に返していきます。

兵庫県最高峰の氷ノ山、坂の谷はもう雪の中にあります。秋から真紅の実をつけていましたななかまどは、移り行く時の流れの中で霜が降り、雨が水雪となり、冬の始まりを感じますと、静かにその実を大地に返していきます。あるものは、小鳥たちによって遠く異郷の地にその身をおきます。異なった環境の中で新しい命を育みます。自然の営みは好むと好まざるに関係なく与えられました環境の中でその生き方を見つけます。終わりはいつもは始まりであります。

与えられました私どもの職責は6カ月を残すこととなりました。志を省みながら自信を持って訴えてまいりましたそれぞれの立場の皆様の熱意をこの定例会にぶつけていただくものと信じています。

師走、私は歳満月と呼ぶ、この12月、1年の計を締めくくる12月、市民の皆様の1年の思いが満ちてくる12月になればと願っています。

御案内のように、明日4日は衆議院議員総選挙の公示日となっており、この12日間は国民にとって今後の日本の将来の進むべき道筋を判断し、選択することになる非常に重要な期間であります。

今日のような情報があふれ、価値観さえも多様化する中であって、「衆愚政治」に陥ることないよう、国の将来のために何が必要であり、何をなすべきかを的確に決断し、迅速に対応する強いリーダーシップが求められると考えます。

また、このような先行き不透明な社会情勢のもとであって、将来を見据えた適正な判断を求められるのは国政だけのことではなく、地方自治体も同様であります。

今定例会には、地域主権改革一括法の施行に伴う条例案件が多く上程されております。平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、各地方自治体は自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待され、また、求められました。

さらに今回、地域住民の一人一人が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う地域主権の確立を目指した取り組みとして、地域主権改革一括法による関係法律の整備が行われるものであります。

さらに、地方自治法の抜本的改正により二代表制の一翼を担う議会の権限が強化されたことなども相まって、地方公共団体の適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図ろうとするものであります。

宍粟市においては、既に昨年度に自治基本条例及び議会基本条例を制定し、市民の権利と責務、市議会と市の執行機関の権限と責任を明らかにすることにより、市民の参画と協働による市民の主体性に基づいたまちづくりに取り組んでいるところでありますが、「船頭多くして、船、山に登る」ということのないよう、それぞれがその役割と責任を自覚した上での取り組みが必要であります。

そのためにも、議決機関としての議会の役割が重要であることは言うまでもございません。議員各位並びに田路 勝市長をはじめ当局にあっても、明るい来年につながる真剣な議論を御期待申し上げまして、極めて簡単でございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（田路 勝君） おはようございます。第51回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

さて、11月16日に衆議院が解散され、この16日の総選挙に向けて明日公示が行われます。

今回の総選挙は、第三極あるいは第四極の台頭により、原子力発電の存続や憲法改正などの日本の将来にかかわる争点に加えまして、TPPへの参加や地方交付税の廃止など、これからの地方行政に大きく影響する課題が問われようとしています。深く注視しながら、その動向を見極める必要があるというふうに思っております。

さて、9月下旬に氷ノ山、三室山一帯からスタートした紅葉前線は、約2カ月を

かけて市内を縦断し、今年も色鮮やかな紅葉を楽しむことができました。枯れ葉が舞う音とともに、山々も初冬の装いへ移ろうとするころになりましたが、こうした豊かな自然は宍粟市の大きな魅力でもあります。

10月から11月にかけて、市内各地でさまざまなイベントが開催され、にぎわいました。

特に、11月23日から3日間開催されました山崎もみじ祭りは、新聞やテレビでたびたび紹介されたこと、また、地域のボランティアの皆さん、あるいは商工会の方々をはじめ多くの皆さんの協力によりまして、3日間で2万人を超える観光客でにぎわったところでもあります。このことは、それぞれの地域の皆さんや団体が、地域への愛着とともに、将来への希望を力として取り組まれた結果で、宍粟が持つ魅力を活かした地域づくりがさまざまな形で市全体に広がり、まちの活性化につながるとともに、次の世代へと引き継がれることを願うところでもあります。

さて、このほど平成26年のNHK大河ドラマとして、戦国武将、黒田官兵衛の生涯を題材とした「軍師官兵衛」が放映されることが決定をいたしました。

黒田官兵衛は豊臣秀吉の下での活躍が認められ、天正12年に「宍粟郡一職」を与えられ、以降約3年間、篠の丸城を居城とする宍粟の領主であったことが記録されており、その後の飛躍の礎がこの宍粟にあったものであると推察をされる所があります。今回のドラマ化を受け、宍粟の知名度とイメージアップを図る機会として、今後の取り組みについて協議を進めているところでもあります。

また、市民の皆さんには、この機会に宍粟の歴史を知っていただきながら、今後のまちづくりに活かしていただきたいと考え、去る11月30日に宍粟学講座の臨時講座として、市役所において講演会を開催したところでもあります。

今後さらに、宍粟市とのかかわりに焦点を当て、既に取り組んでおります難読地名によるPR、さらには播磨国風土記編さん1300年とあわせて、歴史ある宍粟の名を全国に発信したいと考えております。

10月中旬より1カ月余りをかけて、市連合自治会との共催により行政懇談会を開催をいたしました。先行き不透明な社会情勢が続く中、会場では教育や福祉、産業やインフラ整備についてさまざまな御質問あるいはまた提言を受けました。いただいた御意見につきましては精査をしながら、対応できるものから、現在編成を進めております平成25年度予算に反映し、迅速な対応をする考えであります。

今定例議会におきましては、地域主権改革一括法関連の条例をはじめ、来年3月開園予定のかみかわ緑地公園条例などの条例制定及びにしはりまクリーンセンター

稼働に向けて、宍粟環境事務組合の解散と財産処分や西はりま消防組合の設置並びに一般会計及び特別会計補正予算案件など、合わせて24件の議案を上程いたしております。議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等慎重に御審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶いたします。

○議長（岡田初雄君） ただいまから、第51回宍粟市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。本日に限り、変更通知書のとおり、一宮市民局長の代理で副局長の出席となっております。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日市長から議案24件が提出されております。

報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

1番、岸本義明議員、2番、寄川靖宏議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月20日までの18日間に決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会行政視察報告

○議長（岡田初雄君） 日程第3、総務文教常任委員会行政視察報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任常任委員会委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年度総務文教常任委員会行政視察報告をいたします。

下記のとおり委員会を開催し、行政視察を実施しましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

視察年月日、平成24年11月14日及び15日。

視察先、小島総合福祉施設、広島県神石高原町であります。及び香川県善通寺市であります。

出席議員は、秋田裕三、西本 諭、木藤幹雄、東 豊俊、岩薨昭美、大倉澄子、山下由美、岡田議長であります。

同行者、岡崎教育部長、小田まちづくり推進部次長、大谷企画財政課副課長。

事務局、宮崎課長であります。

14日、小島総合福祉施設、視察テーマ、廃校の利活用についてであります。

学校施設は、地域住民の活性化の拠点であり、有効な跡地利用は地域の活性化に、つながるものであるため、地域住民の要望、意見を重視し、聴取することで廃校の活用方法を検討することとされた。

平成8年9月議会で、中学校統合問題調査特別委員会が設置され、その委員会から跡地利用については地域で検討委員会等を組織し、企画立案することとなった。それを受けて、まちでは平成10年9月に跡地利用検討委員会を設立、跡地利用検討委員会により地域住民に対してアンケート調査を実施した結果、福祉施設、交流施設、文化施設、社会体育施設、公共スポーツ広場等多くの意見があったが、中でも老人福祉施設への活用の意見が圧倒的に多かった。

また、時期を同じくして社会福祉法人からも利用申し込みがあり、検討委員会としては老人福祉施設として重要な施設であり、その方向で運営がなされるよう具申された。

施設の運用状況の概略を申し上げます。

旧小島中学校の校舎、鉄筋3階建て延べ1,640平米を改装した総合福祉施設であります。中に入っておられるものといましては、託児所「たんぽぽ」、放課後児童施設「わらべ」、神石配食センターであります。それから、もう一つ、高齢者

生活支援施設「ファミリーさんわ」であります。この4団体が入っておるところであります。

なお、この施設は廃校リニューアル50選に、広島県内唯一であります。文部科学省から選定されております。

高齢者の住宅、託児所、放課後児童施設などの複合施設で、世代を超えたふれあいの場となっていることが評価されます。

翌11月15日、香川県善通寺市であります。

視察のテーマは、債権回収の取り組みについてであります。

債権管理体制について視察をいたしました。まず、債権管理第1課、これは税務課と債権管理第1課、税の徴収であります。それから、債権管理第2課、これは税以外の債権徴収となっております。

まず、債権管理第1課につきましては、徴収の経過につきましては、平成12年度、臨戸徴収を廃止されました。平成14年度、中讃岐広域行政事務組合租税債権管理機構に約7割を移管されております。平成17年度、債権回収経験者を嘱託職員として採用されて対応に当たられました。平成20年度におきましては、はがき形式の口座振替依頼書を同封し、新規申込者には市営プール券などを配布しておられます。

下から入りますが、徴収改革構想につきましては、外部から徴収事務の経験者を集め、専門の徴収職員による専門的な徴収組織を設置する構想であります。10月から嘱託職員として4名の徴収専門官を採用されて対応に当たられておりました。

なお、徴収改革の成果といたしましては、平成15年から平成22年までの8年間で市税、国保税含め約2億5,559万円余りの滞納額の圧縮に成功されております。

徴収専門官による徴収事務の効果であります。口座振替の推進であります。及び多重債務者の滞納者についても成果を出しておられます。

その次に、債権管理第2課、これは税以外の債務を担当するところでもあります。この取り組みにつきましては、目標管理をそれぞれに月単位で設けておられます。

それから、債権1課との違いにおきましては、月例会議を開催し、その会議には市長以下関係部長、課長、必ず出席して進捗状況の管理を行っておられます。

債権管理第2課は、市外の職員で民間で債権回収に当たってきた専門家で構成し、専門性、持続性、不偏性を担保しておられます。明確な目標をそれぞれ現課に設定され、具体的な取り組みを展開されておられました。

これらを視察しましたところ、視察員のまず所感を述べさせていただきます。

まず、小島総合福祉施設につきましては、世代を超えたふれいの場として有効利

用されておられ、感心をいたしました。

跡地利用の必要性、利用するとすれば、どのような施設がよいのかを住民と行政が一体になって考え、知恵を出し合い、その結果を着実に実行しておられ、行政と住民の信頼関係が伺えるところであります。

一方、学校跡地利用については、地域住民のよりどころとしての住民の意見を十分に取り入れる必要もあるが、長期的な視点で経費の面での考慮も必要であり、取り壊すことも選択肢に入れて検討する必要があります。

また、神石高原町のように市内をゾーニングして計画することが有効であり、地元にあった、地元でできること、やるべきことをしっかり発信、受信していくべきであります。

次に、香川県の善通寺市の件であります。債権管理担当課を2課に分けて設置し、債権回収のプロによる徹底した管理システムを構築し、毅然として対応しておられました。はがきによる口座の促進で市税の納期内収納率が98.82%と年々向上している点はすばらしいものであります。2市3町による広域行政組合債権管理機構の設置は、少数職員で対応できない問題をスケールメリットで処理する方法として、また、公正・公平な事務の執行が可能であり、今後の取り組みの参考になるところであります。

債権回収の重要な要素は、専門性、継続性、不偏性であります。また、債権回収のスローガンはすぐやる、確実にやる、終わるまでやる、このスローガンにはとても感心いたしました。善通寺市の債権回収には、誰かがとか、そのうちにとかという言葉はないと感じた。税は納めるもの、税外使用料は支払うもの、そして徴収するもの、この基本原則を大切に捉えておられます。また自主財源の比率の高い3万人余りの自治体では、希有な存在であり、市税と税外収入の収納率向上への取り組みは真剣であります。

善通寺市の滞納整理実務は、マニュアルに基づき、計画的に推進されています。また、毎月、市長以下担当部課長出席の市税外滞納債権回収庁舎内検討委員会を開催し、取り組み状況を常に管理し、情報共有する体制がとられている。

当市においても、今後は、納税意欲を高める広報活動や債権管理を専任する徴収専門官の確保等の検討も必要であると、委員の所感であります。

次のページは、概略の写真ですが、お目通しをいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようでございます。

これで、総務文教常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第4 産業建設常任委員会行政視察報告

○議長(岡田初雄君) 日程第4、産業建設常任委員会行政視察報告を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 平成24年産業建設常任委員会行政視察報告書、下記のとおり委員会を開催し、行政視察を実施しましたので、会議規則第104条の規定により、報告いたします。

視察年月日、平成24年11月12日、月曜日。13日、火曜日。

視察先、伊賀の里モクモク手づくりファーム(三重県伊賀市)、京都府京丹後市、多可郡多可町。

出席委員、小林健志、實友 勉、寄川靖宏、福嶋 斉、山根 登、岡崎久和、岡田初雄議長です。欠席者はございません。

同行者、前川産業部長、米山水道部長、山石農業振興課長。

事務局、原田主査。

視察概要、11月12日、月曜日、午後0時30分から2時40分まで。伊賀の里モクモク手づくりファーム。

視察テーマ、農事法人の取り組みについて(6次産業等)。

ファームの出席者、吉田専務ほか1名です。

ファームの概要、1987年に伊賀の養豚農家と現在のファームとなる組合の設立、当初は手づくりハム等の製造販売に主体を置いていたが、その後、手づくりウイナー教室をきっかけに体験型の農業公園として事業を拡大し、現在では全国に会員を持つ通信販売、大阪や名古屋での直営農場レストラン、滞在型食農学習施設等も展開し、グループ内七つの会社で従業員800人、年商52億円となっている。

主な取り組み状況、モクモク手づくりファームでは、農業生産法人として生産・加工・販売・流通までを行う第6次産業の分野で独自のブランドを築き、直営農場の運営や直営農畜産加工場の運営、県下4店舗の直営店での販売や全国の4万世帯

の会員に向けた通信販売を行っている。農業公園の運営では、さまざまな体験を通じて、農村交流の場を提供し、年間50万人の来場である。

直営農場レストランでは、生産部でつくる米や野菜、地元地域でとれる旬の野菜を使った料理を提供している。本部から1時間30分以内の場所で7店の運営をしており、モクモクの農業が見える範囲、交流ができる範囲、各店のコンセプトを活かしたレストランを展開している。

農村産業研究所では、商業コンサルタントではできない農村産業に特化した実践的なコンサルタントとして、全国の村おこし、まちおこしなどの相談を受けている。年間視察受け入れは約300件。

続きまして、11月13日、火曜日、午前9時から11時まで。京都府京丹後市。

視察テーマ、有害鳥獣被害対策の取り組みについて。有害鳥獣被害対策の取り組み状況について、「京たんごぼたん・もみじ比治の里」について。

京丹後市出席者、河嶋農林水産環境部農林整備課課長補佐、金志京たんごぼたん・もみじ比治の里総括マネジャー。

京丹後市の概要、平成16年4月に6町が合併して誕生。京都府の北部、丹後半島に位置し、面積501.84キロ平方メートル。沿岸部は国立公園や国定公園に指定され、内陸部には標高400メートルから600メートルの山々が連なる。人口は5万9,038人、2,690世帯。平成22年の国勢調査でございます。

主な取り組み状況、京丹後市での平成23年度における農林業等への鳥獣被害額は7,550万円で、その半数がシカやイノシシによる被害である。市は、鳥獣被害の抑制を目指し、3カ年計画で鳥獣被害防止計画を策定した。

捕獲事業では、猟友会への捕獲委託、捕獲檻の増設支援、狩猟免許取得補助による保護員の増員、猟銃所持許可更新料補助による猟銃所持者の確保、他事業を活用した有害鳥獣捕獲通信システムを実施している。

防除施設設置事業では、地区が設置する電気柵、金網柵、資材の購入費を助成している。対策実験実証事業では、鳥獣被害対策講演会の開催、サル追い払い対策支援、野生鳥獣との共生の環境づくりを実施している。

有害鳥獣利活用推進事業として、食肉処理施設である「京たんごぼたん・もみじ比治の里」を独自に定めた安全管理指針に基づき運営し、イノシシ、シカを食肉利用としている。平成22年5月には約8,000万円の事業費で建設した施設の運営は、年間600万円で猟友会に委託、昨年度はイノシシ77頭、シカ333頭を処理している。全捕獲頭数の17%。主な販売先は道の駅や農業公園、レストラン、ホテル等で販売

拡大の取り組みとして、飲食業関係業界に営業活動を行っている。

続きまして、11月13日、火曜日、午後2時40分から4時30分まで。多可郡多可町。

視察テーマ、有害鳥獣被害対策の取り組みについて。有害鳥獣対策協議会について、小規模シカ肉処理加工施設について、視察をいたしました。

多可町出席者、辻多可町議会生活環境建設常任委員長、山口産業推進課長、徳岡課長補佐、藤本主査、谷尾議会事務局長補佐。

多可町の概要、平成17年11月に3町が合併して誕生。兵庫県の内陸部に位置し、面積は185.15キロ平方メートル、80%が山林、周囲を中国山脈の山々に囲まれている。人口は2万3,104人、6,709世帯、平成22年国勢調査であります。

主な取り組み状況、多可町有害鳥獣対策協議会は、国の財政支援を受けながら鳥獣被害対策に取り組むため、鳥獣被害防止計画を作成するに当たり、行政、農業団体、狩猟者団体等で構成された地域協議会が事業実施主体となることが採択要件であったことから成立され、構成メンバーは町、猟友会、農業団体、森林関係者、特産品開発グループ、県関係機関で役場の担当課が事務局となり、有害対策事業、鳥獣共済事業、特産開発事業、加工施設運営事業を実施する。

小規模シカ肉処理加工施設は、町合併により空き施設となった保育所の調理室を利用し、事業費900万円で平成24年2月に竣工した。運営はひょうごシカ肉有効活用ガイドラインに基づき、有害鳥獣対策協議会の加工部会で猟友会所属の5名が搬入の受け入れ、解体処理、精肉、販売を行っている。初年度は土日を中心の搬入をし、9月末までに33頭を処理しており、年間50頭の処理を予定している。将来はウィークデーの受け入れ体制を整え、200頭の処理を目標としている。

シカ肉供給拡大に向け、多可町産シカ肉ブランド化を図るため、ひょうご認証食品の取得を計画している。

委員の所感を報告いたします。

伊賀の里モクモク手づくりファーム、経済連出身の吉田専務のお話の中、地域の農業はこうあるべきだと教えられた。今の農業はJAに頼り過ぎている。まだ対等以上に思われておられます。農業では米が1番である。また、牛40頭で7人が生活できる。それらをブランド化して単価を自ら決めている。4万4,000世帯の会員がいるのが強みである。イベントは客が何人入るかより、1人幾らと客単価を決める。農業も商いとして活動されている。宍粟市においても考えていくべきである。

京丹後市、施設200平米、総事業費8,000万円余り。また、年間600万円の委託料は妥当なのか、疑問に思う。シカ・イノシシの食肉加工施設として申し分はないが、

1 キログラム4,000円の単価は高額ではないかと思う。残渣は一般ごみとして処理されている。

多可町、京丹後市とは違い、空き施設の調理施設を利用している。総事業費900万円と安価になっている。施設の内容は京丹後市とあまり変わっていない。猟友会から5名選出している。残渣は産業廃棄物として処理をしている。

宍粟市では、民間による施設ができつつある。猟友会との調整も終わり、平成24年の猟期中には稼働する。市としては、販路拡大の支援と残渣の処分方法を考慮し、猟師さんの不満を解消し猟に励んでいただきたい。

あと写真をつけておりますので、御高覧いただきたいと思います。

これで報告を終わります。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第5 第46号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第46号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第46号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、「第1次一括法」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、介護保険法が改正をされ、これまでの厚生労働省令で定めるとされていた指定地域密着型サービスに係る基準等について、市の条例で定めることとされたものであります。

具体的な内容としましては、指定地域密着型サービスに係る事業を進めるに当たり、介護老人福祉施設の入所定員の基準を29人以下と定め、指定地域密着型サービス事業者と指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る事業者の指定の基準と各

事業の人員、設備などの運営に係る基準について、国の基準を維持した内容とする条例といたしております。

また、各事業の申請者については、市の暴力団排除条例に基づき、暴力団員等を排除する規定を設けております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 第46号議案に限ったことではないんですがけども、今回、たくさん、今、市長が言われたように、一括法の関係に伴う条例に委任された部分が出てきております。それで、調べてみますと、第2次一括法の関係では、189本の法律、第1次のほうでは42本の法律の関係が一括法として処理されておって、それに自治体に関係するもので、条例の施行が今年の4月1日になっておりますけれども、そのうち経過措置が設けられておって、来年、平成25年4月1日から実施しなければならないものについて、今回提案されているのかなというふうに思うわけでありましてけれども、それで正確には議題外にわたるということになるのかもしれませんが、46号議案をはじめ、あと47号、48号、50号、53号、54号、55号、56号、57号、これらが全て一括法にかかわる条例委任にされたものだというふうに私は思います。

それで、調べてみますと、その中には国の基準に従うべきものというふうなことで、あと標準とすべきもの、あと参酌できるものというふうなことで、三つに分類されるようであります。例えば46号で言いますと、文書の保存期間を2年間とあるのを5年間というふうにされておりますけれども、国の基準では2年間というふうなことをあえて宍粟市の場合は5年間というふうなことにされております。

それで、調べてみたら、例えば愛知県の一宮市なんかでは、その関係法令を一つの条例として提案しているようなところもありますし、それらが実際はどうなかなというふうなところで、それぞれの議案の上程のところでも同じ質問をしてもいいわけでありましてけれども、今回、同じ法律の根拠によってそれぞれ提案されておりますので、できれば繰り返し同じような質問も避けたいと思いますので、それぞれ一括法に基づく条例委任の関係で、それぞれ先ほど言いましたように国の基準に従うべきもの、標準とすべきもの、参酌できるものというふうなことに分けた

場合、それぞれの条例改正についてはどういうふうな内容になっておるのか。また、特に参酌できるものについては基準に従わなくてもいい、ある意味、市独自の基準も可能であるというふうなことになるわけでありますから、先ほど言いましたように、2年の文書の保存期間を5年にしているというふうな事例にあるように、そういうふうなことで前進する部分もありましょうし、ある意味で、また後退というふうなこともありますので、そのあたりを含めて、本会議ですので詳細な説明は結構ですけれども、各委員会に付託される議案でありますので、そこら辺をきちっと精査した上で委員会では説明していただけたらと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 一括法の関係でございますので、企画総務部のほうで全体を調整いたしました。ただいまありましたように、国においては1次、2次で全部で230余りの法令がありました。うち地方公共団体、政令市も含めまして合計で約80項目の改正がっております。そのうち宍粟市の該当では23項目が該当しております。今回、ずっと先ほど言われましたそれぞれの議案、46、47、48、50、53、54はちょっと違うと思っております。55、56、57、以上、8議案によって一括法の関係の改正を行っております。

その中で先ほどもございましたが、参酌すべき基準を検討した結果、基準以外の内容を定めたものが2条例ございまして、一つは、先ほどの46号議案の保存年限の2年を5年にしたという内容が1点。

それから、もう1点は、市営住宅の入居の収入基準、これを戸建て世帯に反映いたしまして国の基準では25万9,000円以下というふうになっておりますが、それを緩和いたしまして、県の基準を準用いたしまして21万4,000円に定められたと。この2点が参酌をしているいろいろ検討した結果、国が示す基準以外に定めた基準でございまして、そのほかは従うべき基準、それと参酌すべき基準等によりまして、それぞれ法令に基づきまして、そのとおりに策定しております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第46号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第46号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第6 第47号議案～第48号議案 第50号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第6、第47号議案、法律の委任による市道の基準等を定める条例についてから第48号議案、河川法の委任による準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について及び第50号議案、水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例についての3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) それでは、第47号議案、第48号議案及び第50号議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

第47号議案につきましては、第1次一括法により、「道路法」及び「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正をされまして、「市道の構造の技術基準」、「市道に設ける道路標識の寸法」等について、「道路構造令」、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」などを参酌して市の条例で定めることとされたものであります。

本市におきましては、現行の国県の基準に基づき、道路等を整備することが市民が安全に道路施設を利用する上で、最低限必要な条件であると判断し、引き続き現行の国県の基準を維持した形で「市道の構造の技術基準」などを定めることとしております。

次に、第48号議案につきましては、第1次一括法による河川法の一部改正に伴い、現行では河川管理施設等構造令等で定められていた「準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準」について、河川管理施設等構造令を参酌して市の条例で定めることとされたものであります。

本市におきましては、現行の国の基準が市の管理する基準河川を管理する上、必要最低限の基準であるというふうに判断をいたしまして、引き続き現行の国の基準を維持した基準とする条例といたしております。

次に、第50号議案につきましては、第2次一括法による水道法の一部改正に伴い、「布設工事監督者を配置する工事の基準」と「布設工事監督者及び技術管理者の資

格基準」について、政令を参酌して条例で定めることとされたものであります。

本市におきましては、政令に基づく基準により運用しており、今後におきましても水道施設の適切な工事や正常な機能を保持するために現行の政令の基準に基づく運用をすることで、一定の能力を有する工事監督権や技術者を配置することが必要と考えております。このことから、引き続きそれぞれの基準につきましても、国の基準を維持した内容とする条例といたしております。

以上、3件について一括して説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。14番、岡前治生議員にお尋ねいたします。

先ほど質問通告ありまして、答弁いただきましたので、いかがなものでしょうか。ありますか。

○14番（岡前治生君） 結構です。

○議長（岡田初雄君） はい、わかりました。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第47号議案から第48号議案及び第50号議案の3議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第47号議案から第48号議案及び第50号議案の3議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7 第49号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第7、第49号議案、宍粟市かみかわ緑地公園条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第49号議案について、提案理由の説明を申し上げます。

宍粟市かみかわ緑地公園の整備につきましては、旧神河中学校跡地の約1.5ヘクタールを市民の安全で快適な憩いの場として提供するため、平成23年度から2年計画で実施してまいりましたが、平成25年3月末に完成する見込みとなりました。こ

の「かみかわ緑地公園」の完成に対しまして、市民の方に早い段階から周知を図り、適正な管理と運用ができるようにするため、今回、設置及び管理の方法を定めた条例を制定しようとするものであります。

この条例に規定する内容としましては、かみかわ緑地公園の位置、使用許可の基準及び使用に伴う使用料など、公園の管理上必要な規定を定めるとともに、将来指定管理者による指定管理が行える規定も定めております。

また、このかみかわ緑地公園は芝生公園ということもあり、維持管理費用がかさむため、市内のスポーツ施設使用料の1.5倍程度を応益負担いただくこととして、多目的芝生広場を全面使用した場合には1時間1,500円、半面で750円とし、放送施設につきましても300円を使用料として徴収することといたしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。一つは、今、公園の管理棟も建設されておりますけれども、市長も言われたように指定管理者の規定もあるわけですがけれども、管理体制は具体的にどのように考えておられるのか、お聞きします。

それと、市長も言われましたけれども、芝生公園ということで管理経費がかなりかかると思うんですけれども、年間どの程度を見積もっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、あと、占用の場合というふうなことで使用料の規定もあるんですけれども、大変広い公園で使用料では全面・半面というふうなことになっておりますけれども、一部を使って例えばリサイクルのバザー的なものをするとか、そういうふうなことも考えられようかと思うんですけれども、占用の定義というのは半面・全面という2種類しかないのかどうか、その点をお聞きします。

それと、あと、7条の関係で占用できない日というふうなことが定められておるんですけれども、これには、ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができるというふうなただし書きもありますので、実際の運用はどうなるかわかりませんが、基本的に考えた場合、せつかくの芝生広場でありますから、当然イベントなんかで利用していただけることが一番いいのかというふうに私は思いますので、そういう点でいいますと、土曜日とか日曜日、また祝日が外れて、原則的

には使ってはいけないと。あと火曜日というのがなぜ指定してあるのか、その点、お聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

大きくは4点だったと思います。まず、本条例案につきましては、御案内のとおり市民を含めた利用検討会で協議されたものをもとに積み上げたものでございます。

まず、1点目の管理体制でございますが、全体1万5,000平米でございます。非常に広範でもございますので、当然、直営の市施設でもあり、当面の間では施設管理者を原則平日1名常駐の体制で考えているところでございます。

それから、2点目の管理の経費のお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたように、直接の人件費、需用費、電気代、上下水道、それから除草費等々を含めまして年間約300万円程度かかるというふうに現在のところ試算をさせていただいています。

それから、3点目、占用の定義でございます。占用の定義につきましては、条文の中にありますように、1万5,000平米のうち芝生広場約5,900平米を1時間以上、例えばグラウンドゴルフですとか、ペタンクですとか、独占して使用する場合は想定しております。最低1時間以上単位というふうに考えております。ただし、広範な面積でもございますので、半面使用までの部分というふうに考えております。先ほど御質問ありましたバザー等々につきましては、近隣自治会等のそれぞれ承諾が前提のもとに一定許可をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、占用してイベントとする場合、土・日・祝日が多いのになぜ外しているか。また、火曜日が指定となっているのはどういう理由かというところでございます。

まず、公園の設置の目的でございます。市民の安全と憩いの場を提供することにより、市民の余暇の利用と健康増進を図ることを目的としているので、原則、いつでも、誰でも、自由に使用することを定めるためでございます。

さらに、土曜・日曜・祝日等にイベントが集中することについてでございますが、先ほど御質問の中にありましたように、条文のうち7条の中で市長が特に認めるときはこれを変更するというふうにしておりますので、今後、申し込み状況等によって考えていきたいというふうに考えております。

最後に、火曜日の定休日の指定の件でございますが、芝生は非常に高規格の芝生でもございます。原則週の1回メンテを考えております。市民の使用が比較的少ない平日と月曜日はハッピーマンデーということで連休とする可能性が非常に高いということ、さらに、近隣のスポーツ公園、山崎スポーツセンターが水曜日が定休日となっております。したがって、週の前半でということで火曜日に設定をしたというものでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第49号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第49号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 第51号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第51号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第51号議案につきまして説明を申し上げます。

平成24年度人事院勧告において、高年層における官民給与格差を是正するため、55歳を超える職員に関して標準の勤務成績では昇給しないこととする旨の勧告がなされております。

また、平成21年度に勧告のありました自宅に係る住居手当の廃止勧告につきましては、都市部との住宅事情の相違を考慮し、兵庫県と合わせて月額1,600円の手当の支給を続けておりましたが、今年度、県人事委員会においても平成25年4月1日から廃止の勧告がなされ、近隣市町でも廃止の動きが顕著となっております。

当市としましては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から55歳を超える職員の昇給制度の変更と自宅に係る住居手当の廃止を行い、職員給与の適正化に努める改正を行うものであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 毎年この時期、給与条例の改正が出てきて、給与表がいたりしている場合については、人事院勧告でベースアップがあったりとか、なかったりとかいうふうなことが比較的わかりやすいんですけども、今回はそういう給与表ではなしに、住宅手当の関係であるとか、あと55歳以上の昇給のあり方の関係というふうなことで、実際に運用した場合に具体的に職員にとってはどういうふうなことになるのか。住宅手当についても、借家の場合についての規定もありますし、そのあたりが実際給与としては増えるのか減るのか、55歳の方にとっては今回のこの規定というのがどういう意味を持つのかという点について、詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 今回の人事院の関係のは市長が申されましたように2点でございます。

まず、職員への影響でございますが、満55歳、いわゆる56歳からの職員については、先ほど申しましたように、これまで良好な状態で勤務した場合には、2号給、1年間に月額が約1,200円昇給をしておりました。これがなくなるということで、月額が1,200円、ですと年額、ボーナスも合わせますと約2万円の収入が減るといった状況が生じると思っております。これは官民格差でもって55歳以上の民間職員の方はほとんど昇給しない、また外郭団体への出向というのが官民格差であられた原因であるというふうに思っております。

二つ目につきましては、持ち家の関係、市長から申されましたように1,600円が廃止になると。したがって、年間1万9,200円ということで、実際の収入はなくなると。ただ、これは持ち家の場合のみでございます、借家の場合は現行そのままアパートを借りておたりする場合については支給するというので、それぞれの対象職員は全740名中約250名が持ち家で対象になっておまして、総額では約470万円程度が予算としては執行が減るという状態でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第51号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第51号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第52号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第52号議案、宍粟市暴力団排除推進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第52号議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本改正につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が改正をされました。一部条項ずれを生じたため、当該規定を引用する宍粟市暴力団排除推進条例の改正を行うものであります。

以上です。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第52号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言が通告が提出されておられませんので、これで討論を

終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第52号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は可決することに決しました。

日程第10 第53号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第10、第53号議案、宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第53号議案につきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましても、第2次の一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準が市の条例に委任されたため、市の基準を定める改正を行うものであります。

改正内容につきましては、適切な施設管理を確実にを行うためには、現行の国の基準を維持する必要があると判断し、省令どおりの資格基準とする内容といたしております。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第53号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第53号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第11 第54号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第11、第54号議案、障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第54号議案について、説明を申し上げます。

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題するなどの改正が行われたところであります。

この改正に伴いまして、「宍粟市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」、「宍粟市消防団員等公務災害補償条例」、「宍粟市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例」及び「宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の条文中において、法律の題名を引用している部分について改正を行おうとするものであります。

また、福祉サービス利用者の心身状況を判定するため、設置しております障害者程度区分判定審査会につきましても、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に判断し、障害支援区分を判定することとされましたので、関係する条例につきまして審査会の名称を「障害支援区分判定審査会」と改正するものであります。

なお、今回の法律改正の施行期日が、平成25年4月1日のものと平成26年4月1日のものがあるため、附則においてそれぞれの施行期日を規定をいたしております。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がございませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第54号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第54号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第12 第55号議案～第57号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第12、第55号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてから第57号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第55号議案から第57号議案の3議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

今回の3議案につきましても、第1次一括法及び第2次一括法の施行により、関係する法令が改正され、それぞれの基準等が市の条例に委任されたことを受けまして、関係条例の改正の提案をするものであります。

最初に、第55号議案につきましては、第1次一括法による公営住宅法の改正により、公営住宅・共同施設の整備基準及び入居者資格のうち収入基準が市の条例に委任されたため、それぞれの基準を定める条例改正を行うものであります。

市としましては、市営住宅・共同施設の整備基準につきましては、国土交通省令で定める基準を相当と判断し、国土交通省令で定める基準を市の基準と定め、また収入基準につきましては、政令で定める基準に基づき、多様な世代構成による団地コミュニティの形成を図る観点から、子育て世帯の収入要件を「小学校就学前の子ども同居世帯」から「中学校卒業までの子ども同居世帯」に拡充し、また、新たに新婚世帯を新設をし、入居収入基準を緩和する改正を行おうとするものであります

次に、第56号議案につきましては、第2次一括法により、「都市公園法」及び

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」が改正されたことに伴い、都市公園設置基準、公園施設設置基準及び特定公園施設設置基準がそれぞれ国が定める基準を参酌し、市の条例に委任されたため、それぞれの基準を定める条例の改正を行うものであります。

都市公園設置基準及び公園施設設置基準につきましては、現行では都市公園法や同法施行令に定める住民1人当たりの都市公園の敷地面積や配置規模などを基準としておりますが、今後におきましても豊かな都市環境や生活環境を確保するためには、国の定める基準が相当と判断し、国の基準どおりの設置基準とする改正をしております。

また、特定公園施設設置基準につきましても、引き続き高齢者や障害者の自立に配慮した公園整備を進めるため、国の基準どおりの改正といたしております。

最後に、第57号議案につきましても、第2次の一括法による下水道法の一部改正に伴いまして、現行では政令で定められていた下水道の構造の技術上の基準等の一部と、終末処理場の維持・管理について、市の条例に委任されたため、条例改正を行うものであります。

本市におきましては、下水道法施行令に定める基準に基づき事業を進めており、現行の基準が公共下水道事業を適切に行うために必要かつ基本的な基準と考えております。今後も当該基準により本市施設の設置等終末処理場の維持管理を行うことが適切な運用となるため、現行基準により事業を進めるための改正を行おうとするものであります。

また、法律上、古い表記となっております字句につきまして、今回あわせて正しい字句に訂正を行っております。

以上、3議案一括して説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がございませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第55号議案から第57号議案までの3議案は、お手

元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第55号議案から第57号議案までの3議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第13 第58号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第13、第58号議案、社会福祉法人に関する事務の委託についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第58号議案について説明を申し上げます。

本議案につきましては、第2次一括法の施行によりまして、社会福祉法人法が改正をされまして、平成25年4月1日から県から市に権限委譲される社会福祉法人の許可等における事務につきまして、現在の市の体制において、この事務を受け入れ処理することは効率が悪いこと、また、人材的にも確保が難しいことなどから、ノウハウを有している兵庫県に委託することが現状では最も効率的であると判断いたしましたので、規約を定めて県へ委託するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がございませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時52分休憩

午前11時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第14 第59号議案～第60号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第14、第59号議案、宍粟環境事務組合の解散についてから第60号議案、宍粟環境事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第59号議案及び第60号議案につきまして、一括して説明を申し上げます。

最初に、第59号議案につきましては、にしはりま環境事務組合が建設している「にしはりまクリーンセンター」が平成25年4月1日に供用開始することに伴い、一般廃棄物の処理に関する共同処理事務を目的として設置されました「宍粟環境事務組合」を平成25年3月31日をもって解散しようとするものであります。

なお、解散後の整理事務等については、宍粟市が継承することとなっております。

次に、第60号議案につきましては、宍粟環境事務組合の解散に当たり、財産の処分が必要となります。その処分方法につきましては、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体の協議によることとなっており、この協議については、同法第290条の規定により議会の議決が必要となることから、今回提案するものであります。

財産の処分の内容につきましては、宍粟環境事務組合が所有する残余財産全てを宍粟市に帰属させ、姫路市は解散に伴う清算金を宍粟市に納付するものであります。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

質疑は。

8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 詳細な質疑通告はしておらなかったんですが、今、市長から

長年にわたる宍粟の行政としては、大変苦勞をした美化センターが解散ということになったと。それについてのにしはりに移るための前段階として解散というお話があったわけですが、私、提案説明を聞きながら、本当は長い歴史の中で、この議場にいる議員の半数近くの方が、やはりこの問題には多かれ少なかれ関与されたし、市長以下副市長も含めて市の多くの職員の方も、この宍粟環境美化センターについては御苦勞なされた、その思いが、やはり住民も一緒だろうなというように思いましたので、もうちょっとこの提案説明について、そういったこともお話があってしるべきじゃないかなと、こういうような観点から急な質疑でございますが、したいと思います。

申すまでもなく財産処分のことにも触れられましたし、その手続等についての各課、自治体との協議ということも今後行われるという説明もあったんですけども、一体どういう形でこれが解散に至るのかということについては、情報が出ておりませんので、具体的にお尋ねをしたいと、こういうように思います。

一つは、やはり、この解散になったとしても、現在の美化センターのその地は宍粟市における最終処分地として事業が継続されると、当然ながら立地の地区の住民に対してもにしはりに移るにせよ、やはり、一つの歴史の区切りとしての、行政としての説明も当然なされなければならないし、あってしるべきだと、こういうように思います。

一つは、恐らく急なことでありますので、お手元に具体的な資料の御用意というのは、当然ないと思いますので、民生生活常任委員会のほうへ具体的な資料等は提出をいただくということをまずお願いをしたいと思います。

どういう点での資料、あるいは質疑内容かと言いますと、まず一つは、当然ながらこの清掃法に基づく市民の出すごみの処理の責任というのは、自治体が避けて通れない必須の事務事業でございます。一番お聞きしたいことは、開設から解散に至るこの間、一体具体的に言えば、1トン当たりの排出されたごみに対して、行政としてかけた費用はいかほどになるんだろうかなということが1点でございます。

恐らく美化センターの当初の施設がつくられるときに、トン当たりこれぐらいの経費がかかるだろうという設計された形式の積算があったはずでございます。実際、途中で当初の施設を廃棄してRDFに変える新たな投資も求められた。そしてまた、最終処分場の跡地からしみ出していく、いわゆる河川あるいは流域に対する汚染の問題ということもあって、またぞろ国からの大変な財政支援を受けながら、残渣の処分にもお金がかかったという経過があるわけです。

結果的に、この組合を解散し、財産残余の資産を処分するに当たって、最終的に1トン当たりという一つの目安で言うならば、いかほどの経費がかかったのかということが、非常に気になるところでございます。

当然ながら、費用対効果ということから言いますと、宍粟市に引き継ぐ旧宍粟郡5町のごみ処理に係る行政事務というものは、大いに身の痛む、心の痛む、行政としても大変苦しかった事業であつただろうと、こういうように思うんで、これを総括して具体的な数字でひとつ委員会のほうにはお示しを願いたい。あわせて、今、現に美化センターが解散するに当たりまして、現場で働いておられる事業者の方もあるわけですが、こういう人々に関して、どのような基本的な方針で解散に伴う処置をされるのかと、こういったことについてもお聞かせをいただきたい。

そして、さらにお願ひするならば、最後に、この解散という形でもって美化センターを閉じられるに当たりまして、たまたまその職にあられる市長としての思いも、何らかの形で住民に向けてメッセージがあつていいのではないかと思います。こういう点についての市長のお考えもあわせてお聞かせいただければありがたいなど、このように思います。

以上について、思いをひとつよろしくお願ひします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

市長（田路 勝君） 美化センターにつきましては、例のダイオキシンの問題等もございまして、非常に苦勞をした施設でもございます。

今回、こうした形で解散をするわけですが、これまでにかけた経費はどれぐらいかということ、これにつきましては、また、御報告を計算をしてというふうに思います。

それには、大きな土地の、あれは縁故使用地ではありますが、そういった補償もありますし、そういったものも含めたり、あるいは浸出水の問題、いろんなことを含めていきますと、かなり大きな金額になるだろうと。ただ、これが費用対効果という考え方ですらば、ごみをかなりの有料ということで扱わなければ、それは成り立たない問題ということは御承知のとおりであると思ひます。

そういったことも含めて、委員会等ではお示しをさせていただきたい。そしてまた、解散につきましては、議会の議決をもらいましたら、また、広報等でもお知らせをしたりいたしたい。また、地域の人との関係につきましては、先般も代表者会

議を行いました。後のいろいろなことについての協議、大まかな協議をしてきたところでもあります。そういうことも含めて委員会等ではお知らせをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第59号議案から第60号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第59号議案から第60号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第15 第61号議案

○議長（岡田初雄君） 日程15、第61号議案、にしはりま環境事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

市長（田路 勝君） 第61号議案につきまして、説明を申し上げます。

本議案は、にしはりまクリーンセンター供用開始に伴い、組合事務所の位置を変更するため、にしはりま環境事務組合規約第4条を変更するものであります。

この規約を変更するときは、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、関係地方公共団体の協議により定め、この協議については議会の議決が必要となりますので、今回提案するものでございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第61号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告がありませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第61号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、可決することに決しました。

日程第16 第62号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第16、第62号議案、西はりま消防組合の設置についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

市長(田路 勝君) 第62号議案について、説明を申し上げます。

本議案は、相生市・たつの市・宍粟市・太子町及び佐用町の消防事務等の共同処理を行うため、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、西はりま消防組規約を定め、西はりま消防組合を設置しようとするものでございます。

設置に当たりましては、同法第290条の規定により、規約を定めることにつきまして、関係市町の議会の議決を得る必要がありますので、関係市町の同一歩調により、今12月議会に提案するものでございます。

この規約の主な内容につきましては、組合の名称、位置、組合議会の定数、消防職員の定数、経費の支弁の方法などを同法第287条に定められた規定に基づく内容といたしております。

また、消防に関する事務に要する経費の負担金の額は、構成市町の長の協議により定めることとしており、別途、協議書を構成市町長の間で取り交わす予定といたしております。

なお、この規約の施行期日につきましては、兵庫県知事の許可があった日から施行し、この規約に基づく事務の共同処理を開始する日は、平成25年4月1日としております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。この件については、いろいろと担当委員会でも丁寧な資料を出していただいて審査をしてみいました。そういう点で、他の市町との議員ともいろいろ情報交換をしてみたんですけども、宍粟市にとっては、西はりま消防事務組合ができることによって、現場の職員の増員につながるという点では評価ができるんじゃないかなというふうには判断をしております。

それで、心配するのは、消防無線も平成28年にできるわけでありましてけれども、それ以降については、西はりま消防事務組合という形が完全に整って、当然、その西はりま消防事務組合管内での人事異動ということも行われるようになると思うんですけども、この間、広域化したところで一番懸念されておるのは、その地域の地理に不案内な消防職員が来て、現場への到着等が遅れる事例が一番心配されておるんですけども、そういう点では、その人事異動ということに関して相当注意を払ってやっていただく必要があると思うんですけども、その点で市長も副管理者という立場で責任ある立場におられますので、そういうふうな大幅な人事異動で、ある意味宍粟で言えば、支所とかそういうところに、全然全くその地域に不案内な職員が集中するというふうなことが絶対起こらないような、そういう人事異動を確約してもらえるのかどうか、その点がまず1点確認をさせていただきたいのと、それと、もう1点は、平成28年度以降というふうなことで、あくまで宍粟市の人員配置を示していただいておりますんですけども、これについても国が示しておる消防力の基準からいうと、当然、かなり低い基準でいっておるというのが実際のところで、それで、その平成28年度以降についても現状の消防職員の定数は減らさないと、このことについて確約をきちっとしてもらえるのかどうか、その2点、市長の考えをお聞かせ

ください。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

市長（田路 勝君） 具体的なことは、それぞれ消防長のほうからも話があるだろうと思いますが、人事については、当然そういう配慮をしていかなければならないんじゃないですか、確約とかそんなことではなしに。そういうようにお答えをしたいと思います。

それから、広域消防がいよいよ始まってから、それじゃあ今のままで、そのままにしておくのかという問題であります。これは、旧の山崎と安富の消防の広域のように、安富と一緒にやっていたから今の南に建物が建っているわけでありまして、将来的にはまた違った形でそういうことができてるだろうと思います。

それから、もう一つは、この消防の業務というのは、よく御存じだろうと思いますが、たくさん分署があれば安心ということにはならないわけで、分署一つが出動したら、どこかよそからだっと回ってこないかんわけですから、そういうことを考えると、あながちある一定のところにおけるのがいいのか、細かくそうして配置するのがいいのか、そういったこともありますので、将来的にはやはり一番いい方法というものを検討していく必要があるだろうと。したがって、今のままだけでもということには相ならないと、当分の間については、そういった配慮が必要だということでもあります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私が確認したいのは、そら当然、今市長が言われるように、状況が変わってきて、この加盟しておる西播磨全体を考えた場合に、今言われたように、今ある宍粟市の消防本部の位置がもっと北でもいいんじゃないとか、そういうことは当然あると思うんですけども、私がお願いしたいのは、よく引き合いに出される国の消防力の基準というのから比較すると、どこの市町、自治体もその消防力の基準から見ると、充足率が50%であったり、60%であったりとかというふうな位置に、ほとんどのところがあるわけですね。ですから、そういう意味でのそういうふうな位置の配置に伴って、ただでさえ消防力の基準を満たしていない職員の定数を減らすようなことはないですよっていうことの約束をしていただきたいと。あくまで副管理者としての市長として、その点については頑張っただけですよっていうことを約束していただきたいということなんですけど、その点いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

市長（田路 勝君） この消防の充足率というのは、消防庁から出ていますよね。だけど、これも地域差があるわけですよ。東京都のように何秒当たりでどっどどど出ていくところと宍粟市と。そういったことを考えますと、そのとおりやったらどれだけの経費がかかって、どれだけの非効率的かということのを計算されたでしょうか。そういうこともされながら、やっぱりということではないかなと思います。

停滞をしたり、士気が下がったり、そういったことのないようにそれはやっていかなければならないわけですが、何でもかんでも都会と同じようにというようなことでは、財政も成り立ちませんし、恐らくそういうことにすると、議員は今度は、逆に暇げにしとるやないかというようなことを言われるに決まっているわけですから、その辺も十分検討していただいて、お願いをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第62号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第17 第63号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第17、第63号議案、平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

市長（田路 勝君） 第63号議案、平成24年度の農作物共済の無事戻しの関係であります。宍粟市農業共済事業に平成21年度から平成23年度の3カ年継続加入をして、被害がない、あるいは被害の少なかった農家に対して、宍粟市農業共済条例第42条第1項の規定により、農家はその3カ年に負担した掛金の2分の1を限度として無事戻し金を交付するものであります。

なお、その財源といたしましては、農家の負担した掛金を積み立てた特別積立金と兵庫県農業共済組合連合会からの交付金を財源とするものであります。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第63号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第63号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第18 第64号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第18、第64号議案、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

市長（田路 勝君） 第64号議案についてでございますが、今回、市道廃止をしようとする路線は1路線で、市道を認定しようとする路線は7路線であり、この道路の認定及び廃止をするに当たり、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、山崎町加生自治会、岸田自治会、田井自治会、一宮町伊和自治会、波賀町上野自治会より6路線について、市道の新規認定要望がありましたので、道路認定審査会において、それぞれの路線につきまして審査を行った結果、最初に加生自治会より要望のありました路線は、現在、生活道路として利用されておりますので、道路認定基準要綱第2条第4号の規定により、市道さつき団地4号線として認定するものであります。

次に、岸田自治会より要望のありました2路線は、現在、開発により設けられた道路を生活道路として利用されておりますので、同要綱第2条第1号の規定により、市道岸田9号線・10号線として認定するものであります。

次に、山崎町田井自治会より要望のありました道路は、農道であります。現在、生活道路として利用されておりますので、同要綱第2条第2号の規定により、市道田井9号線として認定するものであります。

次に、伊和自治会より要望のありました道路は農道であります。現在、生活道路として利用されており、また、伊和公民館へのアクセス道路としても利用されておりますので、同要綱第2条第1号及び第4号の規定により、市道中土居4号線として認定するものであります。

最後に、波賀町上野自治会より要望のありました道路は農道であります。現在、生活道路として利用されておりますので、同要綱第2条第3号の規定により、市道岡住線として認定するものであります。

また、山崎町中広瀬地区において実施されます揖保川河川改修事業により、一部が河川区域となる市道今宿中広瀬線につきまして、一旦廃止をして起点部分の変更をし、市道今宿12号線として新たに認定しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第64号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第64号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第19 第65号議案～第69号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第19、第65号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から第69号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの5議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

市長（田路 勝君） 第65号議案から第69号議案まで、一括して説明を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度の事務事業執行に係る実質的な最終補正予算と位置づけて、施策の実施に支障を来すことのないよう補正措置を講じるとともに、事業の執行により事業費の確定したものについては、精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして申し上げます。

最初に、第65号議案でございますが、補正総額で、歳入歳出それぞれ1億4,857万1,000円を追加し、補正後の総額を233億9,655万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、農業費の分担金において、ため池整備事業費の増加に伴い増額補正を行っております。

国県支出金では、生活保護扶助費や障害者福祉サービス費の増加に伴い、ルールによる国県負担金の増額を行うほか、スマートコミュニティ構想及び支援事業や交通安全施設整備の補助採択により、それぞれ国庫補助金を追加しております。

さらに、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の補助採択により、県補助金の追加を行っております。

また、森林林業緊急整備事業補助金は、予定していた事業が今年度の補助基準を満たさなかったため、今回減額措置を行っております。

諸収入につきましては、公用車事故共済金、障害者介護給付費返還金、生活保護費返還金のほか、市町村振興協会市町交付金を計上しております。

市債につきましては、GIS整備事業、基金造成事業、基幹農道整備事業、道路整備事業、スクールバス購入事業、それぞれ増減補正をいたしております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費で、地域振興金積立金を可能額の精査により追加するものとともに、北庁舎改修経費や情報通信施設の光ケーブル移設の増加により、それぞれ工事費を増額するほか、スマートコミュニティ構想及び支援事業及び再生可能エネルギー等導入推進基金事業採択による事業費の追加を行っております。

民生費では、社会福祉費において、国民健康保険事業や介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の精査や障害者自立支援に係る障害者福祉サービス費の増額、老人医療費の増額のほか、生活保護費において入院患者の増加による医療扶助費の増額補正を行っております。

衛生費では、病院事業特別会計の補正に伴い、繰出基準による繰出金の追加を行

うとともに、プラスチックやペットボトルなどの資源ごみの処理量の増加による処理委託料の増額補正を行う一方、ごみ収集業務委託料の入札減など精査による減額を行っております。

農林水産業費では、緊急ため池整備事業費の増額、県営農免農道整備の進捗に伴う市負担金の精査を行うとともに、高性能林業機械購入事業推進補助金の追加、森林認証に伴う更新経費の増額、森林林業緊急整備事業の減額をそれぞれ行っております。

商工費では、特産センター用地借上料で、前年度未払い分を予算計上するとともに、土木費では、登記業務委託料と交通安全施策整備費の追加補正を行っております。

さらに、消防費では消防広域化に伴う準備経費や消防施設整備事業補助金の追加、防災センター空調機器の修繕経費を計上し、教育費では、平成25年度に障がいのある園児、生徒を迎えるに当たって必要な施設改修経費を計上するとともに、文化財施設の保全に係る経費の計上を行っております。

なお、国庫補助の交付決定の遅れによる休廃止鉱山鉱害防止事業と、地権者との調整や登記業務に不測の期間を要した河川水路新設改良事業、さらに県施行工事の遅れによる治山関連流末整備事業につきましては、年度内完成が困難な状況にあることから、繰越明許費の追加を行っております。

次に、第66号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出で、前年度の療養給付費等返還金を確定するにより、増額補正するとともに、一般・退職の療養給付費、高額療養給付費につきましては、現段階での見込みにより精査し、それぞれ増減を行い、その財源につきましては、国県支出金、療養給付費交付金、一般会計からのルールに基づく繰入金を充当した結果、歳入歳出それぞれ1,111万9,000円を増額し、補正後の総額を48億2,114万7,000円といたしております。

次に、第67号議案につきましては、歳出で新たな常勤医師の確保による人件費の増額をする一方、当初に計上しておりました臨時医師賃金につきましては、精査の上減額し、さらに胃カメラ用器材の整備により効率的な医療体制の確立を図るもので、財源につきましては、診療収入の精査を行うとともに、医療器材につきましては、過疎債を充当いたしております。

なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、第68号議案につきましては、歳出で国の介護認定ソフト更新に伴い生じる

システムの改修経費を追加補正し、その財源につきましては、一般会計からの繰入金を充当し、結果、歳入歳出それぞれ138万6,000円増額し、補正後の総額を39億5,297万9,000円といたしております。

次に、第69号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、資本的経費で、医師や看護師の確保を目的とした院内託児所整備のための設計監理業務委託料と、それに伴う文化財調査委託料の追加補正を行い、財源として医業債、一般会計繰入金を充当し、さらに、院内託児所整備に係る委託業務につきましては、次年度分の監理業務について債務負担行為を設定しております。

結果、歳出総額に1,800万円を増額し、補正後の歳出総額を46億9,346万8,000円といたしております。

以上、補正予算5議案につきまして、一括して概要の説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、平成24年度の諸施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれの補正を講じているものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 一般会計補正予算について、お聞きしたいと思うんですけども、まず、繰越明許費の中で、波賀町の有賀の休廃止鉱山鉱害防止事業のこの繰り越しの理由はどういうものなのか、そして、その工事の見通しはどうなっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目でありますけれども、環境政策費について再生エネルギーの施設整備ということで、県の補助金でしたか、それを使ってというふうな事業のようでありますけれども、この3,800万円の施設の設置工事費というのは何なのか。それとあわせて、以前もきめ細やかな何とか補助事業という中で、まほろばの湯にペレットボイラーが設置された経過もありますけれども、この間も第三セクターの経営状況のことも問題になっておりますけれども、その経営状況の中には、この間の原油の高騰も大きな影響を与えておるようであります。そういうことを考えますと、やっぱり、こういう宍粟市は、ペレットについても独自に生産できる環境が整ったということもありますし、そういうこと言えば、ペレットボイラーを市内の温泉施設に全て導入するというふうなことも考えるべきではないのかなというふうに思うんですけども、その点そういう考えはないのかどうか、お聞かせ願いたいと思

います。

それと、最後であります、3点目でありますけれども、高度情報通信費の中で、光ケーブルの1,440万円、この工事費についてはどこに充てられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、この間も言っておりますけれども、しーたん通信で山崎地域ではまだ80%届くか届かないかの状況でありますし、ケーブルテレビについては、もっと低い状況であります。そういう意味で、光ケーブルを布設した効果というふうなことが上がっていないと思うんですね。しーたん通信についても、姫路ケーブルテレビのしーたんチャンネルについても、やっぱり、それぞれ防災とかそういうことを教訓に全ての方に防災情報が伝わるようにというふうなことで、光ケーブルを導入したにもかかわらず、なかなかそういうふうにはなっていないというふうなことが現実に起きております。

そういう中で、実際に100%を目指すべきだとは思いますが、その目標値というのはどういうふうにご考えておられるのか。ある意味、山崎町の中心部であるとか、あと、一宮の安積地区、一宮の役場がある中心部に当たるような地域については、アンテナを上げれば地デジ放送が見れる地域でありますから、なかなかしーたんチャンネルだけのために毎月525円を払うというふうな状況にはならないのかなというふうなこともありますので、もし、本当に防災面で光ケーブルを役に立たせようと思えば、100%のそういう加入率を目指していかなければ、その効果は上がらないと思うんですが、そのあたりどういうふうにご考えておられるのか。それでまた今回も新たにこういう光ケーブルの工事費が出てくるというふうな状況ですから、そのあたりのことについて基本的な考え方をお聞かせ願えればと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

波賀市民局長、西川 龍君。

○波賀市民局長（西川 龍君） それでは、第65号議案の一般会計補正予算繰越明許費について、御説明させていただきたいと思います。

ページにつきましては、一般会計の補正予算（第4号）、予算書4ページになっております。

事業名は、休廃止鉾山鉾害防止事業ということで、繰越額は5,321万8,000円でございます。

繰越理由ですけれども、当初、平成24年度の休廃止鉾山鉾害防止等工事費補助金に

ついて、平成24年5月に補助金の満額内示をいただく予定になっておりましたが、国の予算科目を同一とする東日本大震災を起因とした原子力発電への対策の影響から、5月の内示につきましては、予定の4分の3相当の額でございました。一部の内示ということで金額にして3,200万円でありました。

この影響から、補助金の交付申請については、全体事業のうち測量及び試験費にかかわる補助金を交付申請を第1回目に行うことといたしました。本事業にかかわる補助金交付申請については、満額内示後に第2回目の交付申請を行うこととしておりましたが、こうした中、残額の内示については早ければ9月中に見込まれると、国の担当のほうからお聞きしていたんですけれども、結果として残額内示は12月の初旬となる旨の連絡がございました。

このことから、本工事にかかわる補助金交付申請は、12月以降になり、その後の交付決定や工事発注等々を考慮すると、降雪期間を迎えての掘削作業となることから、工事の進捗も円滑なものではなくなる可能性もあります。年度内での工事及び事業完了は困難であると判断いたしました。

これにより、工事相当額を繰越明許費の限度額として12月定例会に補正予算を上程することとなりました。

今後のスケジュールですけれども、12月中に第2回目の補助金交付申請を行い、同月の交付決定後、事業費の繰越明許にかかる国との協議、繰越許可決定を得て工事発注となる予定です。このことから、本工事の着手は、年を越えて2月初旬の着手となり、完成は平成25年7月末という完了予定であります。

以上でございます。

議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうから、環境政策の関係で2点御質問をいただきましたので、お答えをいたします。どちらも自然エネルギーの有効活用という立場からの質問でございます。

まず、第1点目の国の再生可能エネルギーの導入促進事業、これに係ります3,800万円の工事費の内訳は何かということでございます。この事業について、まず、御説明をさせていただきたいと思っております。

国の再生可能エネルギーの推進の基金を活用するという事業でございます。平成23年度末に申請を上げておまして、この秋に補助の決定をいただきました。まず、財源あるいは事業の目的についてですけれども、財源につきましては、10分の10、国から県を経由して宍粟市に配分をされます。それから、この事業の目的、採択の基

準なんですけども、地域の防災拠点に当たる公共施設、宍粟市でありますとおのずと市役所になろうかと思えますけども、公共施設に再生可能エネルギーを導入することにより、災害時のバックアップの電源を確保するというふうな趣旨の事業であります。

先ほど言いましたように、防災拠点はおのずと市役所本庁になりますけども、本庁は有事の際には、自家発電の設備を備えております。それが作動するということになります。北庁舎につきましては、バックアップの電源が確保、保有をしております。

そこで、1点目は、公用車棟の屋上に太陽光発電の太陽光の発電パネルを設置をいたします。

2点目は、この庁舎の東側を流れております水路、ここにマイクロのミニ水力発電を設置をして、当方の施設から発生する電気を蓄電池に保有する、蓄電池にため、バックアップ電源として有効活用を図るという事業であります。売電目的ではなく、通常は北庁舎の業務に電気を使用し、常時蓄電池として非常時にためておくというふうな事業でございます。詳細につきましては、議決をいただいた後、詰めていきたいというように思っております。

それから、2点目のペレットボイラーを市内の温泉施設に全て設置をして、経営判定、あるいは自然エネルギーを活用してはという御意見でございます。今、御指摘をいただきましたように、まさしく市といたしましても自然エネルギー木質バイオマス有効に活用するということにつきましては、施策の大きなものとして位置づけております。しかしながら、その目的につきまして、効果につきましては、議員御存じのとおりでありますけれども、ただ、今、日本で森林木質バイオマスエネルギーが導入されにくい、非常に困難を来しているというのは、やはり御存じのとおり、石化燃料いわゆる石油に対して価格が非常に高いという現状がございます。ここが今一番のネックになっておるんやないかというふうには理解をしております。

今、現在、灯油と石油とペレット燃料と比較をいたしますと、大体3分の1ぐらいの価格であれば、経営的にも安定してやっていけるんじゃないかなという方針が出ておりますけども、大体2分の1ぐらいの単価になっておるのが現状であります。非常にこの温泉につきましては、燃料代をいかにコントロールするのかなというのが、安定経営の一つの大きなバロメーターになっておりますので、ここが非常にネックになっております。

今、申されましたように、指定管理施設、どこも今ぎりぎりの経営努力で運営を

していただいているような状況であります。平成21年に、まほろばの湯も導入をいただいで、やはり、安定的な経営ということでは具体的に言いますと、やはり石油とペレットと同時使用ということが現状としてあります。

近隣の市で、バイオマスタウン構想を上げております市に、直接二つの指定管理の温泉を持っているところにも確認をさせていただきました。やはり、そこも石油とペレットと同時平行使用じゃないと、なかなか経営が難しいということも聞いております。

現状といたしましては、施策として大きな施設あるいは学校、一般家庭を含めましていろいろとペレット燃料を使うことも、今、拡充をしておるところであります。

また、兵庫炭化工業さんにおかれましては、平成23年度事業でペレット、いわゆる市内で生産するという施設も導入いただきまして、今からこの施設、ペレットをいかに有効に活用していくかなということが私たちの大きな課題というふうを受けておりますので、経営の安定を推進するとともに、ペレットの有効活用について具体的に検討を進めたいと思っております。

市といたしましても、森のゼロエミッション構想あるいはバイオマスタウン構想を掲げておりますので、皆さんと一緒にまた知恵があったらお願いしたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、今後の大きな課題として位置づけております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 会議の途中でありますが、12時になります、このまま続けさせていただきますと思います。

答弁を求めます。

企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 高度情報化の光ケーブルの工事1,440万円に対する質問でございますが、これは具体的な工事に対応するための補正ではございません。

当初、道路改良とかいろんなことで、約5,000万円の予算を計上しておりました。ところが、10月末までの実績で道路改良等で既に2,000万円、そのほかでも2,000万円ございまして、4,000万円が執行済みということで、今後、迅速な移設対応ができないということで、前年度実績等を参考に計上しているものでございます。

次に、しーたん通信等の加入率の目標でございますが、しーたん通信は、先ほどございましたように、管理緊急放送でございます。原則、当然100%を目指すということでございます。そのためには、まず、自治会長さん方に操作がしやすいよう

な機械の操作方法も変更いたしましたので、まず使っていただくと、使っていただくことによって、市民の方々にその必要性を感じていただいて、皆さんが引いていただける、この環境を整備したいというように思っております。

次に、しーたんしそうチャンネル、テレビでございますが、これは目標は当初、見えないところ、難視聴区域については100%でございますが、現在もほとんど100%になっております。ただ、良視区域についての目標はインターネットも含めまして当初30%程度、全体で70%を目標といたしておりましたので、これを続けていきたいというように思っております。

ただ、普及につきましても、しそう通信の委員会がございまして、しそうチャンネルの工夫とか、やはり、見ていただける環境をつくることによりまして、さらにそれ以上の普及域を目指していきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第65号議案から第69号議案までの5議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第65号議案から第69号議案までの5議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第20 請願第2号

○議長（岡田初雄君） 日程第20、請願第2号、「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願を議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願書についての趣旨の説明をしたいと思います。

まず、請願の団体は兵庫県福祉4団体、代表者は井上義治さんであります。

ちなみに、兵庫県福祉4団体と申しますのは、兵庫県障害者連絡協議会、兵庫県保育所運動連絡会、兵庫県学童保育連絡協議会、全国福祉保育労働組合兵庫地方本

部であります。

今から請願趣旨を朗読させていただいて、趣旨説明にかえさせていただきたいと思えます。

貧困と格差の広がりによって国民の生活は困難を極めています。東日本大震災、福島原発事故の復旧も進んでおらず、子どもたちは命と安全を脅かされ、大きな負担を強いられています。保育所の待機児童問題も深刻であり、認可保育所に入りたいという保護者の切実な願いはかなえられません。しかし、政府はこうした喫緊の課題の解決を図ろうとせず、子どもを増税の言い訳にして、多くの国民が反対している子ども・子育て関連法（新システム）など、社会保障・税一体改革関連法の採択を強行しました。

新システムは、すべての子どもの権利保障という視点からではなく、保護者の就労を基本に保育の必要性和必要量を認定し、保護者に対して直接補助（個人給付）をするものです。公的保育制度は解体されて、保育の供給は市場に委ねられ、保育に格差が持ち込まれて子どもの成長・発達の権利が侵害されることが懸念されています。

さらに、新システムでは、保育と幼児教育がことさら区別されています。保育は、乳幼児の成長と発達を継続的に保障するものではなく、時間預かりの託児のように扱われています。これまでの保育実践の到達が無視され、保育がゆがめられているのです。

憲法25条、児童福祉法2条、24条などに基つき、国と自治体の公的責任、ナショナルミニマムの遵守、公費による財源保障を基本とする現行保育制度は子どもにかかわる全ての制度の基本と言えます。子どもの成長・発達を保障するためには、この制度の基本を堅持し、拡大していくことが必要です。

よって、国会及び政府が、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国の責任において、保育の質が確保され、より充実した保育制度となるよう、国に対して意見書を提出していただけるよう請願いたします。

以上で、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。発言の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第2号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第2号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

次の本会議は、12月10日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時10分 散会）